○松山市健康増進法施行細則

平成15年7月1日
規則第46号

（趣旨）
第1条　この規則は，健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
（調査世帯の指定の通知）
第2条　健康増進法施行規則（平成15年厚生労働省令第86号）第2条第2項の規定による調査世帯の指定の通知は，国民健康・栄養調査世帯指定通知書（様式第1号）により行うものとする。
（施設の設置の届出）
第3条　法第20条第1項の規定による特定給食施設（以下「施設」という。）の届出は，特定給食施設設置等届出書（様式第2号）により行わなければならない。
（施設の変更並びに休止及び廃止の届出）
第4条　法第20条第2項の規定による届出は，特定給食施設設置等届出書により行わなければならない。
（施設の再開の届出）
第5条　施設の設置者は，休止した事業を再開したときは，再開の日から1月以内に特定給食施設設置等届出書により保健所長に届け出なければならない。
（給食状況の報告）
第6条　施設の設置者は，保健所長が別に定めるところにより，給食状況を保健所長に報告しなければならない。
（栄養管理の実施に関する指導）
第7条　保健所長は，法第22条の規定により指導を行う場合は，特定給食施設栄養指導票によるものとする。

付　則

この規則は，平成15年7月1日から施行する。

付　則（令和2年3月13日規則第10号）

この規則は，公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

様式第1号(第2条関係)

国民健康・栄養調査世帯指定通知書

年　　月　　日

(世帯主)　　様

松山市保健所長　　印

健康増進法(平成14年法律第103号)第11条第1項の規定による　　年度国民健康・栄養調査の実施について，貴世帯を調査世帯に指定しましたので，ご協力をお願いします。

なお，本調査は，　　月に実施します。

様式第2号(第3条関係)

様式第2号(第3条関係)

特定給食施設設置等届出書

年　月　日

松山市保健所長　殿

届出者　住所(法人にあっては，主たる事務所の所在地)
氏名(法人にあっては，名称及び代表者の氏名)

届出事項(該当する事項を○で囲むこと。)	設置	廃止	休止	再開	変更
記入を要する項目の番号	1—7	1，2，4及び8	1，2，4及び8	1—8	1，2，4，8及び変更する項目

項　目	記　入　欄			
1　給食施設の名称				
2　給食施設の所在地及び管理者氏名				
3　給食施設の種類				
4　給食の開始等の年月日又は予定年月日	(開始　・　廃止　・　休止)　年　月　日			
	(変更　・　再開)　年　月　日			
5　給食対象人数及び予定給食数	入所(通所)定員，許可病床数等(　　)・定員等なし			
	上記給食対象者以外への食事提供(有・無) 併設施設，共用調理室，事業内容，食数等特記事項			
	1日の予定給食数　　食(朝　　食・昼　　食・夕　　食)			
6　給食従事者数	人(うち非常勤　　人)(男　　人・女　　人)			
再掲　勤務形態／職種	当施設側		委託等側	
	常　勤	非常勤	常　勤	非常勤
管理栄養士(人)				
栄養士(人)				
7　運営形態	直営・全部委託・一部委託(内容：　　) その他(　　)			
	委託等業者名称，所在地及び代表者氏名			
8　休止，廃止若しくは再開の理由又は変更の理由及び内容				